

## 答申第73号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

平成29年2月22日付けで審査請求人が津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同年3月3日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

#### 2 審査請求に至る経緯及び趣旨

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月22日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成29年2月17日午後7時40分頃、津市垂水の近鉄名古屋線南が丘一津新町間で、市立中学2年の男子生徒（13）が近鉄名古屋発行き急行電車に（6両編成）にはねられ、自殺したが、男子生徒の通学する中学校名・氏名・生年月日・住所・担任氏名・学校長氏名のわかる文書。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

津市教育委員会が作成した「事故発生報告」

当該学校長から提出された「事故発生報告」

(3) 実施機関は、本件開示請求について、公文書を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年3月3日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

条例第7条第2号（個人情報）及び第6号（事務・事業情報）に該当するため

(4) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

#### 3 審査請求の理由

不当であり、趣旨に反している。

#### 4 実施機関の不開示理由説明

個人情報（条例第7条第2号）及び事務・事業情報（同第6号）に該当する。

自殺が疑われる事案は、たとえ一部であっても報告書が公になれば、遺族や生徒等に心理的に重大な影響を与えるおそれがあることから不開示とした。

## 5 審査会の判断

本件公文書は、事故に関する生徒等関係者の情報、発生状況、発生に至る経緯、経過、対応等について、津市教育委員会及び関係学校長それぞれが作成した事故発生報告書であり、本件処分は、条例第7条第2号に規定する個人情報及び第6号に規定する事務・事業情報に該当するとして公文書不開示決定されたものである。

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件公文書を不開示とした決定が適正であるか否かについて争っていることから、当審査会は、本件処分の妥当性について次のとおり検討する。

### (1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。

本件公文書には、学校名、学校長名、学校印の印影、事故の種類、生徒の情報、事故発生日時、事故発生場所、事故の概要及び事故の対応経過が記載されており、このうち、学校名、学校長名、学校印の印影、生徒の情報については、事故当事者である生徒の情報及び生徒が特定できる情報であり、また、事故の概要の一部においても条例第7条第2号に規定する個人情報に該当すると認められる。

### (2) 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号は、行政機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものについて不開示情報としたものである。

本件公文書は、前述のとおり事故の状況や経緯経過についてまとめられたものであり、たとえ条例第7条第2号該当箇所を秘匿したとしても、閲覧者の感情を刺激する内容が少なからず含まれている。ましてや、遺族、生徒等近しい者が本件公文書に接した場合、その影響は計り知れず、公開することにより、正常な学校運営に困難をきたすおそれがあるとする実施機関の主張は容認することができる。

(3) 条例第8条第1項の該当性について

条例第8条第1項は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならないと定めている。

本件公文書中、前号に相当する部分とそうでない部分を区分するのは容易ではない。また、標題、項目名等本件公文書の様式部分のみを開示したとしても、男子生徒の通学する中学校名・氏名・生年月日・住所・担任氏名・学校長名の取得をその目的とした開示請求の趣旨は損なわれていると認められ、条例第8条第1項は適用できない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂